



阪政共第193号

令和3年8月17日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

阪南市長 水野 謙



2021年度自治体キャラバン行動 新型コロナ禍のもとでの
住民生活を支えるための要望書について(回答)

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、貴団体よりご要望いただきました標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【要望内容】

- 1.自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

<回答>

職員定員の適正管理については、少子化・人口減少が進む中、多様な行政課題に対応していくため職員定員管理計画を策定し、年齢構成の平準化や、行政サービス提供体制の持続性等を踏まえた効果的な職員配置と採用に努めています。

【秘書人事課】

- 2.コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

<回答>

休日の窓口については、月1回、市民課の窓口を開庁しており、引き続き、窓口対応の充実が図れるよう検討してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑制するため、市民が市役所に行くことなく、パソコンやスマートフォンを使って“いつでも・どこでも”手続きが行える「行政手続きオンライン化サービス」も実施しており、今後、オンラインで手続きができる種類を広げるとともに、ICT活用の普及に向け、スマートフォンやタブレットを活用したセミナーや講座の開催など、市民がICTリテラシーを高めることができるよう取り組んでまいります。

【政策共創室】

- 3.各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

<回答>

令和3年度においては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症終息後の市内経済活動の回復をめざし、低迷する個人消費を促し、市民の消費生活の支援と消費購買力の市外流出を防

止、市内事業者の売上向上を目的とした市独自のプレミアム付き商品券の発行を実施します。

独自の現金給付や上下水道基本料金減免については、国からの財政支援や社会情勢の変化、近隣市町の状況等を踏まえ、検討してまいります。

【政策共創室】

4.国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

<回答>

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的ダメージからの市域経済の回復には、相当程度の時間を要することから、地域経済の担い手である企業等に対して、長期的な支援を行うとともに、外出自粛や緊急事態宣言等で、経済回復に遅れが出ていることから、継続的に消費喚起を促す取組などを行うよう、国に対して強く要望してまいります。

【政策共創室】

5.新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国・大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

<回答>

地域医療構想については、以前より国・大阪府に地域医療構想の見直しを訴えており、今般の新型コロナウイルス感染症に対する公立病院の果たす役割は大変大きいものであることも踏まえ、今後も国・大阪府に対して継続して働きかけてまいります。

高齢者施設等従事者については、既に定期的なPCR検査が実施されています。

また、現在、PCR検査はかかりつけ医をはじめ身近な医療機関において、患者の症状などにより医師が必要に応じて実施しています。

【健康増進課】

6.大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

<回答>

本市を管轄する泉佐野保健所における今般の新型コロナウイルス感染症に対する対応については、本市の担当窓口である健康増進課と連携を密に行ってています。

国・大阪府に対しては、新型インフルエンザ等感染症対策として、人的支援を含めた医療体制の整備に努め、医療資材や抗ウイルス薬の確保、必要な施設・機関への確実な供給等について財政措置を講じて十分な整備を行うよう要望してまいります。

【健康増進課】

7.ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

<回答>

本市においては、12歳以上65歳未満の方のワクチン接種は、7月1日から順次予約受付を行つ

ておりますが、国が示す高齢者の次の接種順位である「基礎疾患有する者、高齢者施設等従事者、60歳から64歳までの者」に、本市独自施策として「市内の就学前教育・保育施設の従事者で常時子どもと接している者」、「市内の障害者施設従事者」、「身体障害者手帳(1・2級)の所持者」を加え、優先的に予約受付できるようにしています。

【健康増進課】

- 8.現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

<回答>

本市では、子ども及びひとり親の医療費助成制度について、無償化の導入には至っておりませんが、中学校卒業年度末までの入院時食事療養費の助成をすでに行っています。 【こども家庭課】

- 9.各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパンtries事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

<回答>

本市では、緊急的に食料等を要する生活困窮者等の支援のため、フードバンクを行っている生活協同組合と食料提供に関する協定書を結んでおり、必要に応じて食糧支援を行っています。

また、阪南市社会福祉協議会においては、フードバンクを行っている生活協同組合とこども食堂支援に関する食料提供に関する協定を結んでおり、子ども食堂運営団体や子どもを対象に食事支援を行っている団体に、食糧支援を行っています。 【生活支援課】【市民福祉課】

- 10.小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

<回答>

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者(市)の負担とし、それ以外の経費(食材費等)については、保護者の負担と定められている中、独自施策による、小中学校の給食費の無償化については、昨年度において、新型コロナウイルス感染症対策として実施されている自治体も見受けられます。

しかしながら、本市では昨年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にあたり、検討を行った結果、学校給食費の無償化ではなく、別途、市独自で子育て世帯(中学3年生以下の児童生徒)へ商品券(一人当たり1万円)を支給する事業を実施しました。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月及び5月の2か月間、学校が臨時休業となつたため、夏季休業期間中の補充登校日に小中学校とも学校給食の提供を行いました。

本市独自の施策による無償化については、本市は現在、財政非常事態宣言下であり、大変厳しい財政状況を鑑みると難しい状況です。

今後については、給食担当教諭及び保護者からご意見等を取り入れる場として、毎月、献立委員会を開催するとともに、児童からの意見として、毎年、学校給食アンケートを実施し、子どもたち

へ安全・安心・おいしい給食の提供に努めてまいります。

一方、本市では、保育所・認定こども園、私立幼稚園の副食費については、国制度に則り、低所得世帯及び第3子以降の子どもは免除対象としています。

また、本市の保育所・認定こども園・私立幼稚園では、新型コロナウイルス感染者発生による臨時休業等を要請した場合や児童が市または保健所から感染者または濃厚接触者に特定された場合等に、保護者に対し、欠席日数に応じて保育料や給食費（副食費含む。）を返還しています。

【学校給食センター】【こども家庭課】【教育総務課】

- 11.国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

<回答>

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした阪南市国民健康保険の被保険者を対象とした傷病手当金制度については、国の財政支援措置の対象要件に基づき実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した阪南市国民健康保険の被保険者に対する保険料減免につきましては、国・大阪府からの通知に基づき実施してまいります。

制度周知は、市ウェブサイトに掲載するとともに、保険料決定通知書に案内文書を同封しており、対象となる被保険者からの申請受付についても、市ウェブサイトに申請書を掲載し、感染防止に配慮した対応を行っています。

【保険年金課】

- 12.高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

<回答>

本市としては、高齢者の尊厳を保持しつつ地域で安心して生活をしてもらうこと及び介護保険制度の趣旨に即し、住居・施設サービスが個別の介護支援・自立支援につながっているかを保険者として、居宅介護支援事業者等に適宜指導しています。

本市介護保険料は、今後も後期高齢者が増加するなか、第8期阪南市介護保険事業計画策定にあたり、要介護者が安全で安心して暮らしていくよう3年間で必要となる給付費の見込み及び被保険者数の見込みを基に保険料の見直しを行い策定した金額です。

国庫負担の引き上げについては、国や他市町の動向を注視してまいります。また、介護給付費準備基金については、第7期計画策定時の倍額以上となる2億2,590万円を繰り入れ、保険料の算定を行っています。

非課税世帯の保険料軽減措置については、公費を投入して低所得者の保険料軽減措置を行う仕組みが平成30年度から段階的に拡充されたため、令和2年度に引き続き本市は国の基準に従い軽減措置を行いました。今後も国において軽減措置が講じられる場合はそれに準拠します。

課税層の保険料段階については、国基準を原則として第8期阪南市介護保険事業計画策定にあたり、保険料段階を第7期計画と同様の10段階としております。最高段階の第10段階に該当する高額所得層については、人数が1,000人未満であり、特定少數の対象者に対する過度な負担及び高額所得層の人口流出による負担の再分配のリスクとならないよう、検討した結果です。

減免制度については、令和2年度より新型コロナウイルス感染症に係る減免制度を新設しており、国の財源補助を活用しつつ拡充を行いました。今後も国の動向及び他市町の動向を注視し、必要に応じた制度設計に努めてまいります。

【介護保険課】

- 13.生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

<回答>

本市では、生活保護、住居確保給付金などの相談について、三密をさけるため、窓口に加え、相談室を利用して新型コロナウイルス感染症に配慮した相談に応じています。

また、住居確保給付金の相談窓口である自立相談支援事業の相談窓口については、阪南市社会福祉協議会と市役所に相談窓口を設けて対応しています。

郵送申請、メール申請は行っていませんが、窓口で相談を行うことで、相談者へ緊急食糧支援や社会貢献事業等の関係機関を含めた支援についての説明や各制度の支給要件や権利・義務関係の周知徹底を行うなど、対象者へ必要な助言を行うよう努めており、生活困窮支援を含め、個別相談に力を入れています。

扶養照会については、国から法の運用についての様々な通知が示されており、法の趣旨に則り、その通知を遵守し、適正な支援に努めています。

【生活支援課】

- 14.患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填(減収補償)を国・大阪府に求めてください。

<回答>

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある事業者等に対しての経営支援策として、持続化給付金や雇用調整助成金をはじめ、独立行政法人福祉医療機構が実施する医療貸付事業や福祉貸付事業、納税の猶予など、さまざまなメニューがあると承知しています。

令和2年度においては、本市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、事業等を実施している福祉・医療事業者に対し、感染対策に必要な経費の支援として応援給付を行ったところです。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的ダメージからの市域経済の回復には、相当程度の時間を要することから、地域経済の担い手である企業等に対して、長期的な支援を行うよう、国に対して強く要望してまいります。

【政策共創室】

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

< 回答 >

本市の要保護児童対策地域協議会では、これまでにも子どもに関わる関係機関から月1回以上の定期的な情報共有を行う中で、関係機関の連携を図ってきたところです。

コロナ禍においては、見守り機関を通して支援対象児童等の定期的な状況把握を行うとともに、地域のネットワークを活用した見守り体制を強化する「子どもの見守り強化アクションプラン」（令和2年4月27日付厚生労働省子ども家庭局通知）に基づき、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制の強化に努めています。また、加えて、地域の住民や事業者と連携する重層型支援体制の強化も図っています。

DV被害者等については、さまざまな悩みを抱えた相談者に、カウンセラー資格を有する専門相談員が寄り添い、必要な支援につなぐための「DV被害者支援女性相談事業」を行っています。

相談者に適切な助言及び情報提供を行い、必要に応じて、法制度の教示及び関係機関との連携をとり、相談者の支援を図っています。

今後も安心して相談できる環境の整備に努めてまいります。

【こども家庭課】【市民福祉課】【人権推進課】

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

< 回答 >

避難所における感染症対策として、マスク着用や手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保、窓や扉の開閉などによる室内空気の循環といった三密対策や避難先で咳や発熱症状が出た場合の専用スペース確保、保健所との連絡調整等を行うとともに、消毒液やマスク、パーテーションやテントの備蓄等の事前準備を行っております。さらに、職員による感染症対策に応じた避難所運営訓練も併せて行っています。

また、避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合には、自宅での待機、親戚や友人の家等への避難の検討をしていただくことなど、市ウェブサイトや広報誌で周知を行っています。

今後も関係機関と連携し、状況の変化に応じた対策内容の見直しを行い、適切な避難所運営が行えるよう、コロナ禍における避難所の感染症対策の充実に努めてまいります。

【危機管理課】【健康増進課】

以上